

市長メッセージ ～緊急事態宣言発令での対処方針について～  
大切な人とあなた自身を守るために

市民の皆さま、事業者の皆さまには、新型コロナウイルス感染防止対策に、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

県内では、5月の連休以降、急激な感染者の増加により医療状況がひっ迫し、「沖縄県医療非常事態宣言」に加えて、「緊急事態宣言（期間：5月23日から6月20日まで）」が発令されました。

新型コロナウイルスは、感染しやすい変異株に置き換わり、以前に比べ、感染する可能性が高くなっています。予防には一人ひとりのご協力が必要です。

どうか、以下の事項を遵守頂き、この状況を乗り越えるためご協力を宜しくお願いいたします。

**1. 外出自粛**

生活や健康の維持に必要な場合を除き、日中を含めた不要不急の外出や移動を自粛して下さい。特に20時以降の外出は控えて下さい。

**2. 飲食**

会食は、いつも生活を共にしている同居家族等と短時間とし、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて下さい。また、飲食店へは酒類提供を求めないでください。

**3. 日々の健康観察と不要不急の救急診療**

日々の検温等の健康観察を行い、発熱、だるさなどの症状がある場合は、通勤、通学、外出等をやめて下さい。また、体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診し、不要不急な救急診療を控えて下さい。※発熱時は県のコールセンター（098-866-2129）へ連絡をお願いします。

**4. 家庭内の感染防止**

タオルの共有や大皿での食事を避けるなどの感染防止に努め、家族内に発熱や咳などの感染が疑われる方がいる場合は、自宅内でもマスクの着用を励行して下さい。

**5. 「新しい生活様式」の徹底**

「マスクの着用」や「こまめな手洗い」、「手指消毒」、「3密（密閉・密集・密接）の回避」、「適切な換気」などの基本的な感染対策の徹底をして下さい。

**6. 各店舗や施設等における対策【事業者の皆さまへ】**

「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、マスク着用の徹底、密にならない対応、発熱者等の入場制限、手指の消毒設備やパーティション設置、常時室内換気等を徹底し、緊急事態宣言期間内は、酒類を提供しないで下さい。

令和3年5月23日

沖縄市長 桑江 朝千夫